

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月12日

公立大学法人福井県立大学 理事長 窪田 裕行

1 企画提案書の提出に係る事項

（1）業務名

公立大学法人福井県立大学財務会計・人事給与システム更新業務委託

（2）契約期間

契約日から令和8年3月31日まで

（3）業務内容

公立大学法人福井県立大学財務会計・人事給与システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

2 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱要領（平成19年公立大学法人福井県立大学要領第6号）第2条に係らず、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

（2）受審資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（4）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（5）平成24年度以降において、法人の同種業務を履行した実績を有する者であること。

（6）この業務にかかる保守について、その体制が十分であり、長期にわたり迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

3 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務課

電話 0776-61-6000

- (2) 実施要領は上記のほか、本学ホームページで公開する。

4 資格の確認に関する事項

- (1) 提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年2月21日（金）17時
- (3) 参加申込書の提出方法 持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (4) 参加申込書の提出先 3（1）に同じ。

5 本業務に関する質問

本業務に関する質問事項については、所定の質問票により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和7年3月12日（水）正午まで
- (2) 受付方法 質問票を電子メールにより提出するものとする。
- (3) 回答方法 全参加者に対し、原則として電子メールにより質問毎に、3月19日（水）までに随時回答する。

6 企画提案書の作成・提出

実施要領に基づき、企画提案書を作成・提出すること

- (1) 提出期限 令和7年3月24日（月）正午（必着）
- (2) 提出方法 直接持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (3) 提出場所 福井県立大学財政課

7 審査会の実施に関する事項

- (1) 日時 令和7年3月26日（水）
なお、時間については別途通知する。
- (2) 場所 公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス本部棟

8 受託者の決定に関する事項

7の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。

9 その他

- (1) 提案資格の喪失
実施要領による。
- (2) 契約書作成の可否
要

(3) 契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Financial accounting/Human resources payroll system update

(2) Time-limit for the submission of proposals: 12:00 A.M.24th of March 2025

(3) Contact point of contract notice: Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1,Matsuokakenjoujima, Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture,910-1195 Japan
TEL 0776-61-6000